

Vinson&Elkins

Established 1917

9 NOVEMBER 2018

米国反トラスト法下における ジョイントベンチャーについての 分析

競争政策研究センター国際シンポジウム「企業結合と業
務提携」向けプレゼンテーション

Billy Vigdor
Vinson & Elkins LLP
US NGA

velaw.com



導入

ジョイントベンチャーには幅広く共同事業が含まれる

- ジョイントベンチャーには多くの形態があり得る。米国において、「ジョイントベンチャー」の確固とした定義はない。
- 競争者間でのあらゆる協働，共同出資又は企業結合としての要件を欠く部分的所有はジョイントベンチャーと考えられ得る。
- そうしたラベルが適法性や分析を決定づけるものではない。むしろ，そのジョイントベンチャーが競争に与える影響がジョイントベンチャーの適法性を決定づけるものといえる。
- 一般に，コスト削減，新製品・サービスの開発・導入又は性能の改善を目的に，2以上の企業がリソース（例：生産設備，研究開発の取組，購買機能又は販売活動）を統合するジョイントベンチャーは合法である。

業務提携の類型

- ジョイントベンチャーの形態や形式，米国における企業結合の事前届出制度上の届出義務の有無に関わらず，ジョイントベンチャーの設立・運営は米国反トラスト法の審査対象となる。
 - 各企業が，製品・サービスの開発・生産・販売の面で**契約上の協力関係**を結び得る。
 - 各企業が，**法人**を設立し，当該法人に資産を拠出し，各企業がそれぞれ一定の株式を保有することもあり得る。
 - ジョイントベンチャーが，**親会社の全ての資産を統合**（例：各親会社により部分的に所有されている完全機能のジョイントベンチャーに似た形で，ある事業についての全部を拠出）することもあり得る。
 - ジョイントベンチャーが，**親会社の機能のうち一部の機能**（例：研究開発，生産，販売又は購買ジョイントベンチャー）を担うこともあり得る。

届出対象となるジョイントベンチャー

- ジョイントベンチャーの構造及び価値は、1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法（HSR法）上の届出対象か否かを決定する上で重要である。
- HSR法では、何人も、届出を提出し、かつ待機期間を遵守しない限り、一定の基準を超えて**議決権付株式又は資産**を取得してはならないとされている。
 - 非株式会社の持分（LP又はLLC）を取得する場合は、株式会社の場合とは異なる取扱いをされる。
- 各企業は資産又は議決権付株式を抛出する必要がある：契約のみによるジョイントベンチャーは届出対象外となる。

届出対象となるジョイントベンチャー(続き)

届出基準

- 取得される議決権付株式又は資産の価額が**8440万ドル¹**未満であれば、届出は必要ない。
- 取得される議決権付株式又は資産の価額²が**3億3760万ドル¹**より大きければ、適用除外に当たらない限り、届出が必要となる。
- **8440万ドル¹と3億3760万ドル¹の間の場合**、総資産又は純売上高が**1億6880万ドル¹**より大きい者³が、総資産又は純売上高が**1690万ドル¹**より大きい者³と結合するのであれば、届出が必要となる。

1. 数字は2018年において有効であり、毎年見直されている。

2. HSR法は、取得される議決権付株式及び資産の合算及び価額の算定についての詳細なルールを定めている。

3. 「者」とは「最終親会社」及びその支配下の企業をいい、「グループ」という概念と似たものである。

届出対象となるジョイントベンチャー(続き)

例

- **例1:** A社とB社は、ある工場で生産される製品の50%分をB社が調達・販売するという契約を結んだ。
 - この場合、議決権株式又は資産の取得を伴わないため、価額にかかわらず、HSR法上、**届出は必要ない**。
- **例2:** A社とB社がジョイントベンチャーを設立することで合意した。A社は、9900万ドル相当の工場を提供し、B社は、1億100万ドル相当の工場を提供する。A社は当該ジョイントベンチャーの49%を保有し、B社は51%を保有することになる。各社は当該ジョイントベンチャーの保有比率に比例して、ジョイントベンチャーによる生産物を配分することで合意している。
 - 当該ジョイントベンチャーがLLCであった場合、当該ジョイントベンチャーの支配権(利益又は解散時における資産の50%を得る権利)を取得することとならないため、A社は届出を要しない。
 - 当該ジョイントベンチャーが株式会社であった場合、両者とも8440万ドルを超えて議決権付株式を取得することとなるため、A社とB社は届出を提出する必要がある。

届出対象となるジョイントベンチャー(続き) 例(続き)

- **例3:** A社がB社の40%を1億ドルで取得した。
 - B社が株式会社であれば, A社は届出を提出する必要がある。
 - B社がLLC又はLPであれば, 届出は要しない。
- **例4:** A社はゼネラル・パートナー(GP)を有するリミテッド・パートナーシップである。GPはA社の日常の業務管理を行っており, リミテッド・パートナー・ユニットを保有するとともにインセンティブ配当権(GPに事業拡大のインセンティブを与える権利)を保有している。B社は, そのGPを取得しA社に対する営業上の支配権を取得した。
 - GPがA社の利益又は解散時における資産の50%を得る権利を保有していない場合, 届出は要しない。
 - この例における営業上の支配権の移転は, HSR法上の届出基準を満たさない。

ジョイントベンチャーの反トラスト法上の分析

ジョイントベンチャーの届出要否に関わらず、ジョイントベンチャーの設立及び運営は、米国反トラスト法の適用対象となる。

シャーマン法第1条:

不当に取引を制限する合意

シャーマン法第2条:

独占化行為, 独占化行為の企図及び独占化のための共謀

連邦取引委員会法第5条:

不公正な競争方法

クレイトン法第7条:

競争の実質的減殺

ジョイントベンチャーの反トラスト法上の分析(続き)

- まず、ジョイントベンチャーが常に又はほぼ常に競争を阻害する類型の合意に当たるのかどうかを判断する。
 - 「ある類型の合意では、競争を阻害する蓋然性が非常に高く、競争促進的な利益を大きくもたらすことはないため、競争促進効果を特別に調査するために必要となる時間及び費用を正当化できない。」
 - 価格カルテル、入札談合、市場分割等
- 仮に妥当と思われる効率性又はリソースの統合があるのであれば、裁判所及び当局は当該ジョイントベンチャーの競争に与える全体的な効果を評価することになる。
- 「当然違法として異議を申し立てられないような合意については、全体的な競争への影響を判断するため、合理の原則の下で分析される。」

ジョイントベンチャーの反トラスト法上の分析(続き)

- 反競争的効果が明らか(例: 妥当と考えられるリソースの統合がない)又は合意が本質的に疑わしい場合, 当局は当該ジョイントベンチャーに異議申立てを行う。
- それ以外の場合, 当該ジョイントベンチャーが競争に与える影響を全体的に評価することになる。
 - 市場シェア及び市場集中度
 - 協業の形式
 - 競争の締め出しとスピルオーバー効果
 - 協業が親会社間における共謀を促進するか否か
 - 参入の容易さ
 - 競争促進的な利益
- これには, ジョイントベンチャーの設立段階における効果及びジョイントベンチャーの運営時の効果を分析することを含んでいる。

ジョイントベンチャーの反トラスト法上の分析(続き)

- HSR法上の届出を要するジョイントベンチャーは、一般的に、そのジョイントベンチャーが起こし得る全体的な効果を評価する「競争の実質的減殺基準」を用いて分析される。
- 当然違法の原則は届出対象のジョイントベンチャーにはめったに適用されない。

ジョイントベンチャーの分析 例

- **前記(6頁)の例2:** A社とB社がジョイントベンチャーを設立することで合意した。A社は、9900万ドル相当の工場を提供し、B社は、1億100万ドル相当の工場を提供する。A社は当該ジョイントベンチャーの49%を保有し、B社は51%を保有することになる。各社は当該ジョイントベンチャーの保有比率に比例して、ジョイントベンチャーによる生産物を配分することで合意している。
 - 届出対象であれば、競争当局は競争の実質的減殺分析を用いる。
 - A社及びB社が競合する事業を有しているのであれば、当局は競合関係の近さの度合い、市場集中度、市場に与える影響を調査することになる。
 - A社及びB社がジョイントベンチャーに事業の全てを提供することで合意し、かつ当該ジョイントベンチャー以外の分野で競争していない場合、競争の実質的減殺分析で分析はおそらく終了する。
 - 反トラスト法は継続して適用される。
 - A社及びB社はジョイントベンチャー設立後も競争し続けるため、当該ジョイントベンチャーがその設立時に違法と判断されることは考えにくい。しかしながら、互いに競争するためにジョイントベンチャーを設立したA社及びB社は、競争し続けなければならない。当然違法の原則又は省略された合理の原則は、親会社間における競争を回避する合意に適用され得る。

QUESTIONS?

SPEAKER BIOGRAPHY



WILLIAM R. VIGDOR
PARTNER, ANTITRUST

2200 Pennsylvania Avenue NW
Suite 500 West
Washington, DC 20037-1701

+1.202.639.6737

wwigdor@velaw.com

Education

- George Washington University Law Center, J.D., 1990
- University of Iowa, Ph.D., Economics, 1994
- Emory University, B.A., Economics, 1981

Recognition

- *Chambers USA*, Antitrust (District of Columbia), 2010–2018
- Selected to the Washington, DC Super Lawyers list, *Super Lawyers* (Thomson Reuters), 2012–2017
- *Legal 500 US*, M&A Antitrust, 2012–2014
- American Lawyer Media, Washington DC & Baltimore's Top Rated Lawyers, 2012–2013

William (Billy) Vigdor came to Vinson & Elkins from the Federal Trade Commission (FTC) in 2003. He assists clients in identifying and managing the antitrust and national security risk of global mergers and joint ventures.

Billy provides substantive and strategic antitrust risk assessments in a wide array of industries and transaction structures (mergers, acquisitions, and joint ventures) and represents clients before the FTC, Department of Justice, and states attorneys general. He assists clients in addressing global merger control issues and in assessing risks. Billy also represents clients before the Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS).

Billy represents clients in some of the most complex mergers and acquisitions, joint ventures, partial ownerships, and government investigations involving price-fixing and monopolistic practices, as well as multijurisdictional merger control. He works with a wide range of clients, including hedge funds, master limited partnerships, and private equity firms. His antitrust work covers most of the economy, including energy (from well to burner tip or gas tank), petrochemicals, health care, technology, aerospace, telecommunications equipment, auto parts, retailing, food manufacturing, and pharmaceuticals. Billy has experience persuading agencies not to challenge mergers and not to issue second requests. Since 1995, Billy has represented clients—buyers, sellers, and privately and government-owned—in multibillion dollar transactions before CFIUS, including companies involved in energy, technology, telecommunications, petrochemicals, satellites, real estate, and other industries. He has assisted clients in negotiating FOCl mitigation agreements with CFIUS agencies.

Representative Experience

- Represented 7-Eleven, Inc. in series of transactions acquiring retail locations.
- Represented Space Systems Loral in its sale to McDonald Detwiler.
- Represented Nexeo Solutions in its \$1.6 billion sale to WL Ross.
- Representing AltaGas Ltd. in its approximately \$6.4 billion acquisition of WGL Holdings
- Represented Johnson Controls, Inc. in its approximately \$20 billion merger with Tyco, Inc
- St. Luke's Episcopal Health System in its \$1 billion transfer to the Catholic Health Initiatives, a nationally recognized healthcare system
- Obtained Federal Trade Commission approval for the acquisition of Energy Transfer Partners LP's (ETP) propane cylinder exchange business, Heritage Propane Express (HPX), by JP Energy Partners
- V&E represented Plains All American Pipeline, L.P. before the FTC in its divestiture of the Rocky Mountains Pipeline System
- Represented Eagle Rock Energy Partners in the \$1.325 billion contribution of its midstream business to Regency Energy Partners



THANK YOU



2200 Pennsylvania Ave NW
Washington, DC 20037



202.639.6737



wwigdor@velaw.com



www.velaw.com



[@VinsonandElkins](https://twitter.com/VinsonandElkins)

Austin

T +1.512.542.8400

Beijing

T +86.10.6414.5500

Dallas

T +1.214.220.7700

Dubai

T +971.4.330.1800

Hong Kong

T +852.3658.6400

Houston

T +1.713.758.2222

London

T +44.20.7065.6000

Moscow

T +7.495.544.5800

New York

T +1.212.237.0000

Richmond

T +1.804.327.6300

Riyadh

T +966.11.250.0800

San Francisco

T +1.415.979.6900

Tokyo

T +81.3.3282.0450

Washington

T +1.202.639.6500

